

平成 19 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 アセット・インベスターズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長兼 CEO 若 山 健 彦
 (コード 3121 大証 2 部・福証)
 問合せ先 経営企画室長 鷲 謙 太 郎
 (TEL 03-3502-4910)

【訂正】「平成 19 年 3 月期」中間決算短信の一部訂正について

平成 18 年 11 月 14 日に発表いたしました平成 19 年 3 月期中間決算短信（連結）並びに平成 19 年 3 月期個別中間財務諸表の概況について一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線を付しております。

記

1.平成 19 年 3 月期中間決算短信（連結）

18 ページ 注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計処理基準に関する事項
 (訂正前)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(6)重要なヘッジ会計の方法	(4)ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	(4)ヘッジ有効性評価の方法 <u>同左</u>	(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左

(訂正後)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(6)重要なヘッジ会計の方法	(4)ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	(4)ヘッジ有効性評価の方法 <u>ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。但し、特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</u>	(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左

15 ページ 注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 1.連結の範囲に関する事項
(訂正前)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2)非連結子会社の数 該当事項はありません。</p> <p>(3)他の会社等の議決権の過半数を自己計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 有限会社ネモフィラ 有限会社スターヒル・ホールディング 有限会社エストレア 株式会社キュアリアス</p> <p>子会社としなかった理由 当社は、有限会社ネモフィラ及び有限会社スターヒル・ホールディング、有限会社エストレアの議決権の 100%を所有しておりますが、当該会社は、当社が組成するファンド運営のための特別目的会社として設立されたものの、まだファンド組成されておらず事業を行っていないため、財務諸表等規則第8条第4項及び第7項により子会社とはしておりません。 株式会社キュアリアスについては、4. 会計処理基準に関する事項(6) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項(ハ)営業投融資の会計処理を参照ください。</p>	<p>(2)非連結子会社の数 同左</p> <p>(3)他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 <u>有限会社エーアイ・スター</u> <u>有限会社エルフォルグ</u> <u>有限会社ラクロス</u> <u>有限会社ガナシアス</u></p> <p>子会社としなかった理由 当社は、上記会社の議決権の100%を所有しておりますが、これらはすべて当社が組成するファンドの運営の特別目的会社として設立したものの、ファンド組成がされていない会社であるため、または財務諸表等規則第8条第7項に該当する特別目的会社になるため、子会社とはしておりません。</p>	<p>(2)非連結子会社の数 同左</p> <p>(3)他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社キュアリアス 有限会社ネモフィラ 有限会社エーアイ・バリュール・パートナーズ 有限会社エーアイ・スター 有限会社エンブレオ 有限会社エルフォルグ 有限会社ラクロス 有限会社ガナシアス</p> <p>子会社としなかった理由 当社は、上記会社(株式会社キュアリアスを除く)の議決権の100%を所有しておりますが、これらはすべて当社が組成するファンドの運営の特別目的会社として設立したものの、ファンド組成がされていない会社であるため、または財務諸表等規則第8条第7項に該当する特別目的会社になるため、子会社とはしておりません。 株式会社キュアリアスについては、4. 会計処理基準に関する事項(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(3)営業投融資の会計処理を参照ください。</p>

(訂正後)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2)非連結子会社の数 該当事項はありません。</p> <p>(3)他の会社等の議決権の過半数を自己計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 有限会社ネモフィラ 有限会社スターヒル・ホールディング 有限会社エストレア 株式会社キュアリアス</p> <p>子会社としなかった理由 当社は、有限会社ネモフィラ及び有限会社スターヒル・ホールディング、有限会社エストレアの議決権の100%を所有しておりますが、当該会社は、当社が組成するファンド運営のための特別目的会社として設立されたものの、まだファンド組成されておらず事業を行っていないため、財務諸表等規則第8条第4項及び第7項により子会社とはしておりません。 株式会社キュアリアスについては、4. 会計処理基準に関する事項(6) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項(ハ)営業投融資の会計処理を参照ください。</p>	<p>(2) <u>非連結子会社の名称</u> <u>有限会社エーアイ・スター</u> <u>有限会社ラクロス</u> <u>有限会社ガナシアス</u></p> <p><u>連結の範囲から除いた理由</u> 非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p> <p>(3) <u>他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称</u> <u>該当事項はありません。</u></p>	<p>(2)非連結子会社の数 該当事項はありません。</p> <p>(3)他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社キュアリアス 有限会社ネモフィラ 有限会社エーアイ・バリュアー・パートナーズ 有限会社エーアイ・スター 有限会社エンブレオ 有限会社エルフォルグ 有限会社ラクロス 有限会社ガナシアス</p> <p>子会社としなかった理由 当社は、上記会社(株式会社キュアリアスを除く)の議決権の100%を所有しておりますが、これらはすべて当社が組成するファンドの運営の特別目的会社として設立したものの、ファンド組成がされていない会社であるため、または財務諸表等規則第8条第7項に該当する特別目的会社になるため、子会社とはしておりません。 株式会社キュアリアスについては、4. 会計処理基準に関する事項(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(3)営業投融資の会計処理を参照ください。</p>

(訂正前)
該当ありません

(訂正後)

	アセット・オペレーターズ第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
ストック・オプションの付与数(注)	10株
付与日	平成18年5月31日
権利確定条件等	行使条件は次のとおりであります。 ①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、発行会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではない。 ②その他の条件については、株式会社及び取締役会の決議に基づき、発行会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	自 平成18年5月31日 至 平成20年6月1日
権利行使期間	自 平成20年6月2日 至 平成25年6月1日
権利行使価額(1株当たり)	50,000円
公正な評価単価(付与日)(円)(1個当たり)	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

	アセット・オペレーターズ第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員44名
ストック・オプションの付与数(注)	84株
付与日	平成18年5月31日
権利確定条件等	行使条件は次のとおりであります。 ①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、発行会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではない。 ②その他の条件については、株式会社及び取締役会の決議に基づき、発行会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	自 平成18年5月31日 至 平成20年6月1日
権利行使期間	自 平成20年6月2日 至 平成25年6月1日
権利行使価額(1株当たり)	50,000円
公正な評価単価(付与日)(円)(1個当たり)	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

2.平成19年3月期個別中間財務諸表の概況

8ページ 注記事項 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項 5.ヘッジ会計の方法

(訂正前)

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年9月30日)	前会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4)ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の対象となる金利 スワップについては、有効性の 評価を省略しております。	(4)ヘッジ有効性評価の方法 <u>同左</u>	(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左

(訂正後)

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年9月30日)	前会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4)ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の対象となる金利 スワップについては、有効性の 評価を省略しております。	(4)ヘッジ有効性評価の方法 <u>ヘッジ対象とヘッジ手段の 相場変動の累計を比較し、両 者の変動額を基礎にして判 断しております。但し、特例 処理の対象となる金利スワ ップについては、有効性の評 価を省略しております。</u>	(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左

以上